

第2回札幌市子どもの権利委員会

会 議 録

日 時：平成26年4月22日（火）午後4時30分開会
場 所：札幌市役所本庁舎 地下2階 1号会議室

1. 開 会

○副委員長 それでは、ご案内の時刻になりましたので、第2回子どもの権利委員会を開催したいというふうに思います。

本来であれば司会進行を務める委員長は、喉の調子が悪いということで、私がかわって進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まだ委員が全員そろっていませんが、まず、事務局からお話をいただきたいと、よろしくお願いいたします。

○事務局（岩佐子ども未来局子どもの権利推進課長） 本日は、西井委員より欠席するとの連絡を受けております。

続きまして、事前にお送りさせていただきました資料の確認をさせていただきます。

資料1から資料6までとなっております。

資料2の座席表と資料3の委員名簿の一部を修正させていただいておりますので、本日、配付をさせていただきます。

なお、名簿の肩書き等に変更のある方がいらっしゃいましたら、お知らせいただけますと大変助かります。

今回は、平成26年度の最初の委員会でございますので、岸子ども未来局長から、一言、ご挨拶をさせていただきますと存じます。

〔子ども未来局長挨拶〕

○事務局（岩佐子ども未来局子どもの権利推進課長） 岸局長につきましては、この後、別の公務が入っておりますので、ここで退席させていただきます。

〔子ども未来局長退席〕

○事務局（岩佐子ども未来局子どもの権利推進課長） 続きまして、事務局の人事異動について、ご報告をさせていただきます。

事務局につきましては、新体制となりましたので、また1年、よろしくお願いいたします。

なお、松田児童生徒担当部長につきましては、この後、別の会議が入っておりますので、ここで退席させていただきます。

〔児童生徒担当部長退席〕

○事務局（岩佐子ども未来局子どもの権利推進課長） 参考までに、今からちょうど20年前の4月22日は、日本が子どもの権利条約を批准した日となっております。狙ってこの日にしたわけではないのですが、今から20年前に批准されております。

事務局からは、以上でございます。

○副委員長 ありがとうございます。

2. 議 事

○副委員長 それでは、早速、会議に入りたいと思います。

本日の内容は、資料1にありますように、議題は一つです。札幌市子どもの権利に関する推進計画についてです。時間のめどとしては6時半ぐらいまでには終了したいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、議題は1点だけですけれども、まず、前回、事務局から説明がありました資料も配られておりますけれども、アンケートの調査結果について、事務局から説明を受けたいと思います。

その説明を受けた後、一旦、アンケートにつきましての質疑応答の時間を設けてから、十分理解した後で、計画全体についての話し合いに移ってまいりたいと思います。

まず、アンケートについて、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局（岩佐子ども未来局子どもの権利推進課長） それでは、私から、調査の概要について、資料4に基づきましてご説明させていただきたいと思います。

まず、資料4と書かれましたA3判の資料をごらんいただきたいと思います。

こちらは、1の調査概要に調査の目的とか回答結果等がございます。

この調査につきましては、次期の計画の策定や現行計画の進捗状況を図るために実施したものでございまして、前回は平成21年度に実施し、今回は2回目となっております。

対象等は前回同様、住民票から無作為で抽出した子どもと大人各5,000人、合計1万人を対象とし、回答率は35.6%となっております。

また、今回の資料につきましては、事務局で主な内容を比較したものでございまして、全ての項目を集計した資料は現在作成中でございます。

また、集計中の部分もございまして、後日、修正となる場合もございまして、取り扱いにつきましては十分ご注意くださいと思います。

最終的な数値につきましては、次回以降にお渡ししたいと思っております。

次に、2の主な調査結果でございます。

主なものを3点ほど掲載しており、順番にご説明させていただきます。

まず、1点目は、子どもの権利条例の認知度でございます。

帯グラフの上二つが子ども、下二つが大人の結果でございまして、それぞれ上段が前回、下段が今回の結果となっております。

ごらんとおり、グラフの青、赤、緑の合計ですが、条例について、「聞いたことがある」が子ども、大人ともに増加をしております、「聞いたことがない」が減少しております。

続きまして、資料の右側の上段の(2)の自分自身のことについてどう思うかという設問でございます。

こちらは、13歳から18歳までを対象にした設問でございまして、よいところばかりではないが、自分のことが好きかと尋ねたものでございます。いわゆる自己肯定感に関する設問となっております。

資料のとおり、「思う」の割合が前回から大きく増加する結果となっております。点線

囲みの丸の2点目のクロス集計に関する部分につきましては、後ほどご説明をさせていただきたいと思っております。

続きまして、下段の(3)子どもの権利が守られているか否かの結果でございます。

こちらにつきましても、13歳から18歳までの子ども、大人ともに「守られている」が増加し、「守られていない」が減少しております。

資料の下にページ番号を振ってございまして、1ページから11ページにつきましては、調査結果の主なものを何点か集計し、グラフにしたものでございます。

12ページは、これらの結果をもとに、事務局としまして、課題を三つに整理したものでございますので、A4判1枚の資料をもとにご説明させていただきたいと思っております。

それぞれの項目ごとに括弧書きで資料4の後の数字の番号がそれぞれのページ番号に連動しておりますので、そちらとあわせてごらんいただきたいというふうに思います。

まず、課題1としまして、子どもの権利の広報普及、理解促進としておりまして、さらに、この中で3点ほど挙げております。

1点目が条例の認知度でございまして、資料4の1ページです。A3判の資料になりますけれども、こちらをごらんいただきたいと思っております。

先ほども一番最初の資料で説明をしたとおり、「聞いたことがある」という認知度の全体ですね。青、赤、緑色までの部分でございます。こちらにつきましては、子どもの合計というものが帯の二つ目にありますし、大人の合計というのは中ほどにございますけれども、こちらのほうは、大人、子どもともに上昇している一方で、今度は青の部分になりますけれども、「内容もある程度知っている」という値だけを見ますと、大人、子どもともに減少しています。右側が前回の結果でございまして、左が今回です。右側と比べますと、青の部分が今回減少しておりまして、理解促進の点では課題があると認識しているところでございます。

続きまして、同じく1ページです。

今度は年代別の認知度でございまして、子どもにつきましては、小学4年生、5年生が最も低くなっておりまして、大人では30歳から39歳と書いてある30代が最も低い結果となっております。

続きまして、今度は2ページ目の資料に移らせていただきます。A4判横の資料になります。こちらは、保護者の態度と子どもの自己肯定感をクロス集計したグラフとなっております。「【クロス集計】「保護者の態度」×「自分自身をどう思うか」（13歳～18歳のみ）」という表題の資料でございます。

こちらは、グラフの横軸が下にございますけれども、1、話を真面目に聞いてくれないこと、2のけなしたり、ばかにしたりすることがあるかということで、「ある」と回答した子どもと「ない」と回答した子どもです。「自分のことが好きだと思う」「人から必要とされていると思う」という結果にそれぞれ10ポイント以上の違いが出ている結果となっております。

例えば、「自分のことが好きだと思ふ」というところです。これは黒の棒グラフになっておりまして、大人が話を真面目に聞いてくれないことがあるという子は60.2%ですが、そういうことはないという子は71%でして、ここで10ポイント以上の違いが出ております。

この結果から、保護者の態度が子どもに大きな影響を与えることが明らかになっておりまして、保護者への働きかけが大きな課題であると改めて認識しております。

次に、12ページに戻っていただきまして、課題2でございます。

子どもの意見表明・参加について、3点ほどに項目を整理させていただいております。

丸の1点目でございます。

こちらは、資料4-5とあります。ですから、5ページ目の資料をごらんいただきたいと思ひます。「自分の考えや思ひがあるときに、それを言うことができるか」と書かれてあるカラー刷りの資料です。

さまざまな場面で子どもが意見を言えるかどうかの結果でございまして、「言うことができる」「だいたいは言うことができる」の合計値が、家庭、学校、地域では前回は上回る結果となっております。この資料も、同じ家庭における大事な物事やルールについてというところで、上が前回、下が今回ということで、前回と今回を比較する資料となっております。

その中で、1番の家庭、2番の学校、3番の学校の部活動、4番の学校の決まり事、5番の地域という1から5につきましては、青と赤の合計の部分が前回よりも上回っております。そして、6番につきましては、札幌市政の部分でございましてけれども、横ばいという結果となっております。

続きまして、12ページ目に戻っていただきたいと思ひます。

課題2の丸の2点目です。「様々な場面において意見を言うことができる」ということで、子どもの自己肯定感の関係でございまして。

こちらは、A4判横の資料の6ページをごらんいただきたいと思ひます。「【クロス集計】「意見を言うことができる」×「自分自身をどう思ふか」（13歳～18歳のみ）」というものでございまして。

5ページ目の結果と先ほどと同じく子どもの自己肯定感をクロス集計したものでございまして。

グラフの横軸は下にありますが、家庭における大事な物事やルールについて、学校に関することです。こちらは、意見を「言える」と「言えない」で、好きだと思ふは黒のグラフになっておりますけれども、こちらの結果に大きな違いが出ております。例えば、「言える」では黒の部分が72.1%、「言えない」では45.8%になっており、大きな違いが出ておりまして、ここでも家庭や学校という子どもに最も身近な環境が子どもの自己肯定感に大きく影響していると認識させていただいたところでございます。

続きまして、資料の12ページ目の課題2の丸の3点目でございます。

「自分のことが好きだと思うか」ということですが、資料4-7とありますので、7ページをごらんいただきたいと思います。今の6ページの裏側のカラー刷りの資料になります。

「自分自身のことについてどう思うか」というところで、7ページは、先ほどの自分を好きなど、自分自身をどう思うかの単純集計でございまして、いずれも「思う」が前回から増加、「思わない」が減少しています。

続きまして、12ページの裏です。こちらは13ページ目になりますけれども、こちらに課題3として、子どもの権利についてというふうにしております。

丸の1点目でございますけれども、条例に定める個別の権利のうち、「守られていない」と思うものについて、子どもに対しての設問でございます。全体では、先ほどのA3判の資料でご説明させていただいたとおり、「守られていない」の割合が前回から8ポイント減少しております。

こちらは、資料4-8ということで、8ページ目の資料をごらんいただきたいと思えます。これは、守られていないと思うものについて複数回答で丸をつけてもらった結果となっております。

こちらは、個別の権利ごとに守られていない割合を前回と比較しております。黒い棒が前回、白が今回となっております。いじめ、虐待、体罰については今回が46%でして、前回同様、最も高い結果となっております。子どもたちはこのように認識しているということは、大きな課題であると考えているところでございます。

次に、また資料の13ページ目です。課題3の子どもの権利についての丸の2点目の子どもの権利についての大人についてでございます。

こちらは、子どもと同じように、個別の権利についての設問でございまして、同じく、いじめ、虐待、体罰が最も守られていないという回答がされております。こちらは、今の資料の8ページ目の裏の9ページ目のカラー刷りに大人の結果をまとめております。

大人への設問は、子どもへの設問と異なりまして、全ての権利について守られているか、守られていないかを尋ねております。

最後の13ページの課題3の丸の三つ目ですが、大人と子どもの比較（個別の権利）というところでございます。

こちらにつきましては、資料の10ページ目をごらんいただきたいと思えます。

A3判の縦になりますが、子どもの権利が守られていないと思う割合です。

上が今回で、下が前回の結果です。大人と子どもの比較という表でございまして。

この表につきましては、子どもの権利が守られていないと思うものを大人と子どもで比較したもので、黒の棒グラフが大人、白が子どもとなっております。折れ線グラフにつきましては、子どもの値から大人の値を引いた数値となっております。要は、子どもの意識と大人の認識の差、違いをあらわすグラフとなっております。

先ほども申しましたけれども、資料の上段が今回のもので下段が前回の結果となっております。

り、いじめ、虐待、体罰に関しましては、大人、子ども、いずれとも最も守られていないと認識されております。ただ、大人と比較しまして、子どものほうがより守られていないというふうに認識しているところがございます。

大変雑駁ではございますけれども、私からの説明は以上でございます。

○副委員長 ありがとうございます。

それでは、このアンケートの調査結果につきまして、少し話し合いをしていきたいと思っております。

この結果を踏まえての計画をどうするかということにつきましては、この後に時間をとって話したいと思っておりますので、まず、ご説明いただいたアンケート調査につきまして、わかりづらかったところやご意見等を伺いたいと思っております。

まず、説明につきまして、ご質問をお持ちの方がいらっしゃいましたらお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

○A委員 Aです。よろしくお願いいたします。

資料4の7ページにあります「良いところばかりではないが、自分のことが好きだ」のところ、70%のところには赤い印がついています。これは目標なのでしょう。

○事務局（岩佐子ども未来局子どもの権利推進課長） 目標値になってございまして、26年度で70%を目指しているものでございます。

○副委員長 そのほかにいかがでしょうか。

資料の数字の読み方等がなかなか難しかったのですけれども、わかりづらかったところがあれば、もう一度ということでも結構でございます。

○B委員 Bと申します。

クロス集計のところをもうちょっと詳しく教えていただきたいと思っております。どういうクロスになっているのか、わからなかったのです。

○事務局（岩佐子ども未来局子どもの権利推進課長） 2ページ目でよろしいですね。保護者の態度と自分自身をどう思うかという表でございましてね。

まず、保護者の態度と自分自身をどう思うかというのは、自己肯定感と言いまして、「良いところばかりではないが、自分のことが好きだと思う」と子どもに聞いておきまして、例えば、「自分のことは好きだ」という回答と、「そうではない」というものです。それから、保護者の態度というのは、下の横軸になります。話を真面目に聞いてくれないことがあるということです。それから、聞いてくれることがないということです。要は、真面目に話を聞いてくれる親ということだと思います。話をきちんと聞いてくれるところの子どもは、自分のことが好きだと思う割合が71%です。そして、話を真面目に聞いてくれないことがあるという子どもは60.2%ということで、その差が10ポイント以上あるということで、子どもの自己肯定感といいますか、自分のことが好きだと思える気持ちは、やっぱり親の態度が影響しているというふうに認識しております。

次に、2番目ですが、けなしたり、ばかにしたりすることがあるというところでは、親

からけなされたりする子どもについては、例えば、「自分のことが好きだ」という割合は56.7%、けなしたり、ばかにされたりすることはないは70.4%でございます、こちらも開きがあります。

そして、薄いグレーは、「自分は人から必要とされていると思う」という割合で、先ほどと同じように、話を真面目に聞いてくれないことが「ある」と「ない」で14ポイント、けなしたり、ばかにしたりというところでは16ポイント以上の差があるということです。これは、両方とも自己肯定感に関するものでございますので、やはり親の態度が子どもの自己肯定感、自分のことが好きだとか、自分は人から必要とされていると思うという割合に差があるところでございます。

〇〇委員 よくわからないのですが、例えば、今ご説明いただいたのは、話を真面目に聞いてくれないことがありますか、ありませんかという質問ですね。「ある」と答えた人のうち、60.2%は、よいところばかりではないが、自分のことが好きだと言っている人だということですか。残りの40%弱は自分のことを好きだと思っていない人だという読み方をするのでですか。

〇事務局（岩佐子ども未来局子どもの権利推進課長） 基本的には、自己肯定感の差といえますか、基本的に子どもたちは……

〇〇委員 自己肯定感という問題ではなくて、私がお聞きしたいのは、この資料の読み方として、今、私が申し上げたような読み方ではないのですか。

もう一回言いますと、話を真面目に聞いてくれないことがあると言った人の60.2%が自分のことが好きだと思うという読み方ではないですね。違いますね。

〇事務局（浦屋子ども未来局子ども育成部長） 7ページに、自分のことについてどう思うかという資料がございます。そこで、よいところばかりではないが、自分が好きだというのが青と赤です。

〇〇委員 それはわかるのです。

〇事務局（浦屋子ども未来局子ども育成部長） この答えを、先ほどのクロス集計の際に、親の態度で振り分けてみたということです。

〇〇委員 それはわかるのですけれども、60.2%とか62.8%という数字をどう読むかがよくわからないのです。

〇事務局（浦屋子ども未来局子ども育成部長） この図でいきますと、7ページの青と赤の部分になります。「そう思う」「まあそう思う」です。

〇〇委員 60.2%というのはパーセントですね。例えば、話を真面目に聞いてくれないことがあるという人が、黒の人は60.2%いました、灰色の人は62.8%いましたと、単純に見るとそう読めるわけです。そこまではよろしいですね。上を見ると、よいところばかりではないが、自分のことが好きだと思う割合ということですから、よいところばかりではないけれども、自分のことが好きだと思っている人が60.2%で、自分のことが好きだと思っていないという人が39.8%という読み方をすると一見思えるのだけ

れども、恐らくそうではないのだらうと思います。

では、どういう読み方をするのですか。

皆さん、わかりませんよね。私だけわからないのであれば頭を冷やしますけれども、僕だけではないですよね。

さらにわからなくなるのが、「ある」という人が60.2%で、「ない」という人が71%いるわけですね。この表だけを見ますと100%を超えてしまうのです。

○事務局（岩佐子ども未来局子どもの権利推進課長） 親が話を真面目に聞いてくれないことがあるかということで、「ある」というお子さんと「ない」というお子さんに分けて、その中で、自己肯定感、自分のことが好きだと思うという方がその中で何人いるかです。

○C委員 何人いるかではないでしょう。これはパーセンテージでしょう。

○事務局（岩佐子ども未来局子どもの権利推進課長） そして割ったのがこの数字の違いです。

○C委員 ですから、100%は何かということです。

○事務局（岩佐子ども未来局子どもの権利推進課長） 100%というのは、話を真面目に聞いてくれることがあると答えた子どもが100%です。その中で自分のことが好きだという子どもとそうではないという子どもの差ということです。

それから、親が話を真面目に聞いてくれることがあると答えた子どもが100人いたとします。その中で自分のことが好きだと答えた子どもがここでは60人いるということです。

○副委員長 これは、「ある」と答えた子と「ない」と答えた子は人数がかなり違うということですね。何対何かという資料はないわけですね。

○事務局（岩佐子ども未来局子どもの権利推進課長） ないです。あくまでも比率です。

○副委員長 例えば、「ある」と答えた子が例えば100人いて、「ない」と答えた子が10人しかいないということもあり得るわけですね。それを土台にして、その中でという話をしているのですね。

○事務局（岩佐子ども未来局子どもの権利推進課長） そうです。

○C委員 そうすると、比較にどういう意味があるのでしょうか。

○D委員 もう少し確認させてください。文章を完成させると、親が話を真面目に聞いてくれないことがある、ないということですか。

○事務局（岩佐子ども未来局子どもの権利推進課長） はい。逆にすると、「ない」のほうは話をきちんと話を聞いてくれる、「ある」のほうは話を真面目に聞いてくれないです。

○副委員長 「ある」と答えたのは、望ましくない親の状態なわけですね。望ましくない親の実態の中では、自己肯定感は当然低く出てしまうと。

○事務局（岩佐子ども未来局子どもの権利推進課長） 「ある」と「ない」で比較した場合ですね。

○副委員長 「ある」という状態の中では6割程度しか自己肯定を持たないけれども、「な

い」という好ましい親の状態のもとでは7割以上の子が肯定感を持っているということですね。

○事務局（岩佐子ども未来局子どもの権利推進課長） それで、親に対しての理解促進が今後の課題になるというふうに認識しているところでございます。

○C委員 そうすると、先ほど、黒グラフと灰色のグラフを比較しているようなご説明があったのですが、この二つの比較は余り意味がないですね。

○事務局（岩佐子ども未来局子どもの権利推進課長） 黒同士とグレー同士ですね。黒が自分のことが好きだと思割合ですし、グレーは自分が人から必要とされていると思う子どもの割合となっております。

ただ、下の横軸が「ある」「ない」で分けていますので、こういうような並びになっていますけれども、あくまでも色ごとに区別して比較していただくということです。

○副委員長 少しずつ見えてきました。何となく傾向がわかるということですね。絶対の数ではないということですね。答えた子の親との関係の傾向がわかるというのがこのクロス集計なのですね。

あとはいかがでしょうか。読み込み方がわからないという部分がありましたら、その部分についてお願いします。

では、少し離れて、ほかのクロス集計についてでも構いません。今、2ページを取り上げましたけれども、そのほかのクロス集計でも、もしわかりづらいところがありましたら、資料の読み方等で確認をして、それから進みたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○事務局（岩佐子ども未来局子どもの権利推進課長） クロス集計で、先ほど6ページのものもあるのですが、こちらはよろしいですか。意見を言うことができると、自分自身をどう思うかという自己肯定感のクロス集計です。

これも、先ほどの計算の仕方と一緒にございまして、まず、家庭における大事な物事やルールについて自分の意見が言えるかということで、「言える」と「言えない」と「とくに言いたいことがない」の三つに分かれております。家庭で自分の考えなり意見が言えるという子どもで、自分のことが好きだと思割合は72.1%です。家庭でそういう大事な物事やルールについて意見が言えないという子どもについては、自分のことが好きだという割合は45.8%になっているおります。

その隣は、「とくに言いたいことがない」という子どもの数字で、46.1%となっております。

その右側は、学校に関することとございまして、学校の中で自分の考えが言える、言えないということで、自分のことが好きだと思割合は73.5%、言えない場合が62.7%となっております。

その隣は、自分を大切に思ってくれる人がいると思割合でございまして、こちらは薄いグレーの棒グラフです。こちら、家庭における大事な物事やルールについて、言える、言えないで、92.9%と74.6%です。学校に関することにつきましては、言える場

合は91.9%、言えない場合は85.8%という結果になってございます。

○C委員 戻るのですけれども、例えば、2ページの話を目に聞いてくれないは、「ある」と答えた人が何人いて、「ない」と答えた人が何人いるというのは、どれを見ればいいのか。

○事務局（岩佐子ども未来局子どもの権利推進課長） 詳細な数値のデータはまだ作成中ですが、概数でいきますと……

○C委員 このいただいた資料の中にはないのですか。

○事務局（岩佐子ども未来局子どもの権利推進課長） ないです。

○C委員 わかりました。

○副委員長 ありがとうございます。今、資料の読み方等について詳細に説明をいただきました。

あと、疑問点があれば解明してから先へ進まないとならないのですが、資料の読み方等についてよろしいですか。調査の仕方等も含めてよろしいですか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○副委員長 それでは、中身について、少し意見交換をしてみたいと思います。感想を含めて結構ですので、今、説明をいただいた資料の中でお考えになったことがありましたら、ご自由に述べていただきたいと思います。

○D委員 元も子もない話になってしまうといけませんが、資料4です。

そもそも、カラーでいうと左側の「内容はわからないが、聞いたことがある」という認知度の問題ですが、「内容はわからないが、聞いたことがある」を認知度の一つの指標として認知されていると評価しているのかどうかという部分は置いておいたとしても、赤と青の部分です。つまり、内容もよく知っている、とりあえずある程度知っているという人たちだけの合計数値で見ると、前回は7.1%足す5.8%ですから12.9%です。今回は3.1%足す8.6%ですから、11.7%です。ですから、赤と青だけを足すと、全体数として認知度が必ずしも上がっているというふうに僕は理解していません。

それにもかかわらず、右側のところを見ると、自分のことをまあまあ好きであるという部分の赤と青の人たちを合わせると前回よりも伸びています。さらに、その下のところで権利が守られているかどうかということについて見ても、前回よりもふえているということになったところを我々がどう捉えるかが非常に重要だと思います。

つまり、札幌市が制定している子どもの権利条例について、大して十分理解していませんけれども、人生、生活として見たら、そこそこ、自分の権利は守られているし、自分は自分のことを大切にしながら生きていられるのだというふうに読み取れなくもないと僕は思ったのです。そうすると、そもそも権利条例がなくてもみんな幸せで権利が守られていると思っているのではないかという話になってしまうと、この結果が招いたことを我々はどう受けとめなければいけないかということについて考えたのです。

その点については、集計をされて、最終的な細かいデータまで出ていないので、何とも

言えない部分があるかもしれないのですけれども、事務局でどのようにお考えなのか、聞いてみたいと思いました。

○副委員長 今、回答できる部分がございますでしょうか。

○事務局（浦屋子ども未来局子ども育成部長） 育成部長の浦屋でございます。

この問いは、条例制定のときの問いと同様に聞いておまして、条例という言葉が質問の中に出てきますので、子どもの権利というニュアンスを普及するということには効果はある程度あったのかもしれないのですけれども、いざ条例という言葉がついた瞬間に、中身も余りよくわからないということで、回答の認知の度合いが伸びないのだなということは、アンケートのあらあらの結果を見て感じていたところでは、けれども、学校等でも子どもの権利ということはさまざまな場面で登場していることもあり、右側の自己肯定感とか、子どもの権利を守る、守らないということに対しての意識は、条例制定後のほうがはるかに普及したというふうに私もは考えているところでございます。

○D委員 僕もそう思っているのですが、それを指し示す根拠となる数値やデータがこの調査の中からはしっかりと読み取れる形にならないといけないと思います。だから、ここは非常に危険だなと思っています。条例を大して知らないというのは、それでもいいと思うのです。しかし、子どもの権利というものがあって、子どもの権利は守られているという実感が市民の中にふえていくことがすごく重要だと思うのです。実は、条例の認知度が下がっていて、これだけ上がっていると、読み方によっては、そもそも条例を肝いりでつくったけれども、なくてもいいのではないかと思われると大変危険だなと思っています。ですから、その辺をしっかりと慎重に説明していくことと、これから後半の話になると思うのですけれども、それが今後の市の政策の事業計画の頭の部分に出てくると思うので、その辺はきちんとしていかなければいけないだろうと思っています。

それから、3ページ目で、今、部長からお話がありましたけれども、なぜ認知度が下がっているのかというところで一つ考えられるのは、子どもの権利条例の認知度の経路というところで見ると、パンフレットを見たことがあるというのは、一番上のところを見るとふえていると思うのですけれども、学校の授業でということになると、前回調査と比べれば、逆に下がっているように見えるのです。

そうすると、学校でチラシが配られるからチラシで見たことある、でも、具体的な内容については大して学んだこともないし、それほど知らないというのは、1番目の資料4の結果の子どもたちがどう理解しているかというところとつながってくる気がするのです。

そこは、この委員会を通してずっと言っていることではございますけれども、教育現場と行政現場が、それを権利条例について反映させていくために、子どもたちに学習してもらうために、どういうふうに取り組むのかというところが、実は成果としてまだ十分に出てきていないのかなと感じているところです。

○副委員長 ありがとうございます。感想を含めて、今後の方向も少し踏み込んでおりましたけれども、貴重なご意見と思います。

○E委員 今回のD委員の意見に本当に賛成するのですけれども、この4年間で余り進歩してなくて、むしろ後退しているという兆しが物すごくあると思います。今のご指摘もそうですが、学校の授業での認知度が低いというのは、端的にあらわれていると思います。

例えば、資料の8ページですが、先ほどのD委員のご指摘があったように、ほどほど愛されて、ほどほど安心して暮らせるということで、全体としては権利が守られているということになっていますが、個々に見ると、真ん中の8番の項目で個性や他人との違いを云々、9番の項目の自分が思ったことを表現できる、18番、19番、20番の全部守られていないというところは、前回調査よりもポイントがすごく上がっているのです。

ですから、自己肯定感が上がったからいいということではなく、個々のところで守られていないという意識が高まったところがあり、ここは見落としとしていけないのではないかなというところが一つです。

細かいところで2点あります。30歳から39歳までは、大人の認知度が非常に低いのですが、これは分析すべきだと思います。子育てに一番かかわる年代に行き渡っていないということが一つです。

もう一点は、これからの分析に期待するということですが、先ほどありました2のクロスのほうです。クロスのところ、これを見ますと、親が友達のことなどをうるさく注意するという子どもの自己肯定感が、注意されると自己肯定感が低くなるように見えるのです。そうすると、親も注意しないで野放しにしたほうが自己肯定感が高くなるのではないかと。ここは、設問が厳密さに少し欠けると思うのです。ここは、次回調査から少し考えていかなければいけない質問項目かと思います。

以上が気になった点です。

○副委員長 8ページの後退している項目が散見されることについては、事務局で見解をお持ちですか。

○事務局（岩佐子ども未来局子どもの権利推進課長） 詳しい分析はまだですので、次回以降、調べて、お答えしたいと思います。

○副委員長 今、数値だけお示しされているということですね。アンケートの集計方法や設問についても、今、ご意見をいただいたところでございます。

そのほか、このアンケートにつきまして、疑問点を含めて、もう少しご意見を伺いたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○委員長 高校生委員に何かご意見をいただきたいと思います。

○副委員長 今、委員長からそのようなお話がございましたけれども、3人の高校生委員に順番に聞いていってよろしいですか。F委員、G委員、H委員、感想でも結構ですので、どうぞご自由にご発言ください。

○F委員 そもそも論になってしまうかもしれないのですけれども、よいところばかりではないが、自分のことが好きだということを、果たして自己肯定感として受け入れていいのかという点は考えなかったのですか。

例えば、自分のことが好きだというと、自分が格好いいだろうということも自分が好きだになるので、それを自己肯定感が高いと言っていいのだろうかと思ったわけです。

逆に、自分は何もできないしという人が、自分のことをマイナスイメージだと思ってやっている生徒会の仲間もいるのですけれども、その人はばりばり働くのです。そういう人を自己肯定感がないと言っていいのだろうかということは、今、ここを見て考えた点です。

それから、子どもの権利条例の認知度について、内容はわからないが、聞いたことはあるというところで、そこを聞いたことがあるに含めると、内容はともかく、子どもの権利というネームバリューさえ上がればいいやと考えて集計しているのではないかと感じてしまいました。

資料の8ページの後退しているところこそ、注目していくべきではないかと思いました。上がった点がいっぱいあったね、いいやではだめだと思うのです。悪くなったところをどう直していくかも話し合うべきではないかと思えますし、そこが一番大事ではないかと思っています。

OG委員 一つ疑問に思ったことがあるのですけれども、資料の8番の条例に定められている権利で守られていないと思うものとあります。条例というのは、子どもの権利条例のことだと思うのですが、その中で、守られていないと思うものが8番、9番、10番などでふえているにもかかわらず、資料の4番のカラーで子どもの権利が守られているか否かと(3)の部分で、守られていると思うと答えた割合がふえているのはどうしてなのかと思ったのです。

プライバシーが守られていないと答える人がふえていたり、自由に表現できなくなったなど感じた人がふえたというふうに捉えたのですが、それであるにもかかわらず、権利条例は守られているだろうと答えてしまっている子どもが多いと思うのです。それは、やはり、子どもの権利条例の正しい内容をちゃんと理解していないということでもあり、聞いただけで納得してしまっている人も多いと思うので、もっと認知度を深めていったらいいのではないかと思いました。

○副委員長 貴重なご意見をありがとうございました。

○H委員 私は、市立高校に行っているのですが、市立高校でも札幌市でやっている子どもの権利条例のパンフレットを配ったりという活動はしていると思うのですけれども、それについて、先生から指導があったり、説明があったりということに関しては、ほとんどないような状態です。

例えば、私は、昨年度、子ども議会に参加させてもらっていたのですが、それについて友達に聞いてみても、子ども議会という活動自体を知らない人もいっぱいいます。ですから、そういう類いのパンフレットを配ったはいいけれども、配りっ放しで何もしないというような、情報としてはきちんと提供しているけれども、情報を受け取れていないという点が目立っていると思われるので、学校での説明だとかパンフレットを配って、その説明をしていけるような環境をつくれたらいいのではないかと思います。

○副委員長 ありがとうございます。

3人の高校生委員からの確なご意見をいただきました。

1時間を経過しまして、後半も結構大事なところがまだ残っておりますので、資料につきまして、ここで一回閉じたいと思うのですが、よろしいですか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○副委員長 それでは、資料につきましては一旦上げまして、計画のほうに移ってまいりたいと思います。

それではまず、計画につきまして、事務局から説明を伺いたいと思います。よろしくお願いたします。

○事務局(岩佐子ども未来局子どもの権利推進課長) それでは、計画の説明に先立ちまして、次期計画でございます(仮称)子ども・子育て支援事業計画について、所管課である子ども企画課の浜部企画係長から、概要について簡単にご説明の後、私から子どもの権利に関する推進計画の説明をしたいと思います。

○事務局(浜部子ども未来局子ども企画係長) 子ども企画課企画係長の浜部と申します。座って説明させていただきます。

私からは、資料5のA3判で2枚の資料になります。

こちらは、札幌市子ども・子育て事業計画の施策体系ということで、冒頭に局長の挨拶の中にありましたけれども、今回つくる計画につきましては、現行の未来プランにかわって、新事業計画という形で全体計画をつくるのですが、それに複合する形で権利の推進計画が入るとということで、そのアウトライン、全体について、私から説明させていただきます。

それでは、資料5の1枚目の上段の計画全体の構成イメージになります。左側に網かけで第三章とございまして、こちらに施策体系ということで、計画を進めるに当たっての理念、視点、基本目標、基本施策を掲載しておりますので、きょうの説明は主に第三章の部分になります。

それではまず、1の基本理念の目指すべき方向性について説明させていただきます。

資料は中段の左側ですが、こちらは、現行計画である子ども未来プランの後期計画の内容になっております。

現行の計画では、子どもの育ち、子育て、それぞれの支援など、産み育てやすい環境を総合的に整備して、出産や子育てに関する親の不安や負担などの軽減を図る、その結果として、少子化対策に寄与するという考えのもと、施策を進めてきたところでございます。

現行計画の基本理念では、太字で書いてありますけれども、「子どもの権利が尊重され、子どもの輝きがすべての市民を結ぶまち」となっております。

次期計画では、資料の右側の真ん中ですが、ただいま申し上げた方向性を踏襲するとともに、昨年度、札幌市では、最上位のまちづくり計画の札幌市まちづくり戦略ビジョンを策定しております。その中で、都市像、目指すべき姿になりますけれども、共生という理

念が大きく掲げられておりますので、その理念を加えたところでございます。

具体的な変更点につきましては、下線部で書いている部分です。中段のところを読ませていただきます。

「子どもの権利を尊重し」というところに下線が引かれております。現行計画では、権利が「尊重され」という受け身の表現でしたが、今回は、「尊重し」という表現に変更したところでございます。

2点目の「笑顔」というところに下線を引かせていただいております。こちらは、資料の右側の参考の欄の一番上になりますけれども、戦略ビジョンの都市像が出ております。

「互いに手を携え、心豊かにつながる共生のまち」という都市像が掲げられておりますが、その説明書きの中で、次の下線になりますけれども、「心豊かで笑顔になれるまちを実現します」となっております。これを受けまして、「共生」を「笑顔」というもので表現をしたところでございます。

今回は、「子どもの権利を尊重し、子どもの輝きがすべての市民を笑顔で結ぶまち」としたところでございます。

また、理念の下に説明の骨子を載せております。説明の骨子につきましては、次期計画では、まず、子どもの自立、子育て家庭への支援、共生社会の3点を目指すべき方向性として、明確にしていきたいと考えております。今回お示ししているのは骨子になりますので、具体的な記載については今後ということになります。

基本理念については以上でございます。

次に、2番目の視点でございます。

資料の左側に現行計画の視点が載っております。同じように右横に次期計画の視点を載せております。現行計画からの変更点としましては、子ども・子育て支援法に基づく基本指針が示されておまして、その中で、全ての子どもと子育て家庭を支える視点がございます。そちらに現行ははっきりと書かれておりませんので、それを加えるとともに、現行の視点の2点目でございます「次世代を育成する長期的な視点」を「成長・発達段階に応じて長期的に支える視点」という表現に修正したところでございます。

以上のとおり、基本的な視点につきましては、現行の3点から4点に変更したところでございます。

理念と視点については以上でございます。

続きまして、2枚目の基本目標及び基本施策になります。

こちらは、今の理念、視点に基づいて、それぞれ行う事業計画を施策体系に分けたものになります。

まず、資料の左側も、現行計画の基本目標と基本施策を掲載しているところでございます。右横に次期計画の案を掲載しております。

さらに、その右側になりますけれども、現行計画からの変更点を記載しているところでございます。

基本目標については、最上位計画である先ほど申し上げたまちづくり戦略ビジョンで掲げる子ども、若者分野における三つの基本目標がございますので、そちらと整合性を図るとともに、見やすさに配慮いたしまして、現行で七つの基本目標に分かれていますけれども、そちらを四つに再編したところでございます。

まちづくり戦略ビジョンの基本目標につきましては、資料の右側の一番下側の参考というところに書かれておりますけれども、安心して子どもを産み育てられるまちにするという子育てという部分と将来を担う子どもの成長と自立を支えるまちにするという子育ての部分と若者が社会的に自立し、活躍できるまちにするという若者支援という部分で戦略ビジョンでは基本目標を掲げているところでございます。

我々の次期計画は真ん中になりますけれども、こちらのほうでは、まず、基本目標2の網かけのところになりますが、安心して子どもを産み育てられる環境の充実として、子育ての部分です。基本目標3では、子どもと若者の成長と自立を支える環境の充実として、子どもと若者の育ちという部分を整理しております。

ここで言う若者とは、今回の計画では対象範囲としている社会的に自立が困難な若者を指しております。

このほか、基本目標1に子どもの権利の推進、基本目標4に配慮を要する子どもと家庭への支援を整理しているところでございますが、これらは、基本的には子育て、子ども、若者という枠の中で整理できるところではございますけれども、それを整理せずに、共生社会を目指すという過程においては、特に重要な課題、重要な施策として別の基本目標として立てたところでございます。

なお、現行計画と比べますと、基本目標が七つから四つに再編されているところでございますけれども、見せ方を変えた今回の案でも、現行計画に載っている施策については全て網羅しているところでございます。

その四つに書いた変更点につきましては、資料の右側に整理しておりますけれども、主なものを申し上げますと、基本目標3の子どもと若者の成長と自立を支える環境の充実の部分になります。現行計画では、基本目標6の子どもが豊かに育つ環境づくりに加えて、先ほど申し上げました困難を有する若者への自立支援に関する取り組みを新しい計画の基本目標3の基本施策4として整理したところでございます。

また、平成27年度から始まる子ども・子育て支援制度では、幼児期における質の高い学校教育と保育の提供が目的の一つに大きく掲げられているところでございます。

それに伴いまして、基本目標3の基本施策1に幼児期の学校教育と保育の質の向上というものを新たに現行計画に加えたものでございます。

雑駁ではございますけれども、資料5の説明は以上でございます。

○事務局（岩佐子ども未来局子どもの権利推進課長）　続きまして、私から、子どもの権利に関する推進計画につきまして、資料6に基づきましてご説明させていただきたいと思っております。

資料6をごらんいただきたいと思います。

左側が平成22年度に作成しました現行計画となっております、右側が今年度に策定する計画の案となっております。

まず、前回もご説明しておりますけれども、改めて、現行計画について簡単にご説明させていただきます。

計画名称と基本理念は資料のとおりとなっておりますが、この計画は、子どもの権利条例に基づき策定したものでございます。資料の薄い網かけ部分ですけれども、基本目標として4点を整理し、基本目標ごとにさらに2から3の基本施策を設け、さらに細分化し、個別の事業や取り組みを整理しております。今回の資料には、その主なものを掲載しております。

基本目標1は、子どもの意見表明・参加の促進でございます。

子どもの意見表明の保障は、子ども自身が意見を言うことの重要性を理解していること、また、自分の意見を言うことは、他人の意見も大切にすることが必要であるということを理解することにつながるということでございます。

また、大人がそうしたことを正しく理解し、子どもたちに場所や機会を提供することにつながるものと考えております。

さらに、さまざまな環境により、意見を言うことが困難な子どもの声を捉えること、また、不幸にも虐待やいじめといった深刻な権利侵害が起きてしまった際に、子ども自身が助けてとすることができることもまた意見表明でございまして、こうしたことを保障することは、あらゆる子どもの権利の保障につながる特に大切な権利であるというふうに認識しております。

こうしたことから、基本施策といたしまして、意見表明に関する広報・普及、参加の機会の充実と支援、また、さまざまな体験活動を通して参加の機会を提供するというものを盛り込んでおります。

続きまして、基本目標2の子どもを受け止め、育む環境づくりでございます。こちらは、第2期の子どもの権利委員会から答申をいただいております。基本施策といたしまして、子どもの居場所や人間関係づくりを盛り込んでおります。

続きまして、基本目標3の子どもの権利の侵害からの救済でございます。基本施策といたしまして、救済体制の整備、充実と、そうした権利侵害を起こさない環境づくりを掲載しております。

最後が基本目標4の子どもの権利を大切にすることが意識の向上でございます。広報・普及や学校での学びといったことを掲載しております。

現行計画につきましては、第1期子どもの権利委員会におきましてご審議いただき、そのご意見をもとに策定しております。次期計画につきましても、基本的に、前回計画の大きな部分を踏襲しつつ、先ほどご説明させていただいたアンケート調査の結果なども踏まえてご意見をいただきたいと思いますと思っております。

続きまして、資料の右側になります。次期計画についてご説明させていただきます。

まず、計画名でございますけれども、先ほどの子ども企画課からの説明のとおり、子ども・子育て支援法に基づく計画と統合いたしまして、現在は、仮称でございますけれども、札幌市子ども・子育て支援事業計画としております。

まず、基本理念の最初に、子どもの権利を尊重しという部分を踏襲し、計画全体に子どもの権利の理念を反映するということを目指しております。

続きまして、基本目標となりますけれども、次期の子どもの権利に関する推進計画の主な内容が基本目標1に位置づけられることとなります。

この基本目標1の中に、現行計画の基本目標1、3、4を基本施策として位置づけることになり、現行の基本目標2につきましては、次期の基本目標の2と3の中で位置づけております。

前回ご説明のとおり、こちらは、主には子ども・子育て会議での審議ということにしておりますけれども、子どもの権利の視点から、子どもの権利委員会においても取り扱い、計画策定に反映していきたいと考えております。

続きまして、基本目標ごとの基本施策についてでございますが、それぞれの基本施策については、先ほどご説明いたしましたアンケートにおける課題3点に対応するよう、整理をしております。

内容につきまして、基本施策1が現行の基本目標4、いわゆる広報普及としております。子どもの権利の理解促進が全ての基礎になるのではないかとということで、最初に記載させていただいております。

取り組み例につきましては、前回は踏まえまして、一旦、一般的な広報普及や学校における取り組みということで点線の枠内に記載をさせていただいております。

続きまして、基本施策2は、現行計画の基本目標1の子どもの意見表明・参加の促進の部分でございます。こちら、現行計画を踏襲いたしまして、意見表明しやすい雰囲気づくり、子どもの参加の機会の充実と支援としておりますが、体験活動につきましては、基本目標3の基本施策3の子どもの健やかな育ちを支援する環境の充実、こちらに移行させていただいております。

続きまして、基本施策3は、現行計画の基本目標3の子どもの権利の侵害からの救済として、救済体制の整備と権利侵害を起こさない環境づくりを従来どおり位置づけております。さらに、いじめ・不登校につきましても、前回の委員会でもご意見をいただいておりますので、非常に大事な部分でございます。項目として整理をさせていただいたところでございます。

現在、この全体の体系を案といたしまして、庁内で具体的にどのような取り組みを行うのか、調査をしているところでございます。次回、もしくはその次の委員会ではお示しできるかと思っております。

以上、現行計画との関連から、次期計画の体系を一旦の案としてお示しいたしました。

本日は、施策の方向性などを含めまして、この体系につきまして確認をしていただき、ご意見をいただければというふうに思っております。

私からの説明は以上でございます。

○副委員長 ありがとうございます。

A3判の資料3枚にわたって説明がありました。全体を把握するのはなかなか難しいのですが、まず、前段の資料5を使ってお話しいただいた部分と、資料6を使って岩佐課長からお話をした部分を分けながら考えていきたいと思っております。

次期計画は、子どもの権利の計画と子育て支援計画が一つの計画になるということが前提でございます。子どもの権利委員会で扱う部分は、新計画でいけば基本目標1になるわけですが、子どもの権利を大切にす意識の向上、子どもの意見表明、参加の促進、そして、子どもの権利の侵害からの救済という部分をこの委員会で取り扱うこととなります。その他の部分は子ども・子育て会議等で扱うことになっているということでございましたけれども、かかわりますので、言及しても構わないというのは、今ご説明がございましたとおりです。

それではまず、資料5で企画課の浜部係長から説明をいただいたところについて、ご質問等がございますでしょうか。

○C委員 まず、そもそも論として、子どもの権利の問題と少子化対策の問題は全然違う話だと思うのです。これを一緒にしてしまっているのかという素朴な違和感があります。遠くでつながるのかもしれませんが、これは既定路線なのですか。子どもの権利を尊重することが少子化対策になるというのは、かなり違和感を持つ人がいると思います。

資料5から若干離れますけれども、現行計画では、子どもの権利に関する推進計画ということで、四つの基本目標をきちんと掲げてということでした。少子化対策、子育て支援は重要な施策だということは承知してはいますが、どうして一緒になってしまうのかなという素朴な疑問があります。

○副委員長 その点について、回答をいただけますか。

○事務局（浜部子ども未来局子ども企画係長） 私から、少子化の部分についてご説明したいと思っております。

資料5の1枚目の参考の右下に、今回の子ども・子育て支援法に基づく基本指針がございます。こちらの1番目にも、子どもの最善の利益が実現される社会を目指すというふうに掲げております。少子化対策というと、例えば、婚活みたいなものも子どもを産むためにはいいわけですが、行政の役割としては、婚活とか直接的なところはテリトリーとしておりません。我々は、あくまでも子育てをする保護者が子ども・子育てを不安に思わない、負担に思わないような政策をしていくということと、もう一点が子育てです。子どもが子どもらしく自己肯定感を持って生きていくと。逆に言うと、親から見れば、子どもがすくすく育つということは安心感につながるということで、その2点を目指しています。

その結果として、それが少子化対策につながるという考え方です。結果的には少子化対策を目指していることになるのですけれども、我々が取り組む施策としましては、子育て、子育て、俗に言う子どもが自己肯定感を持って自分らしく生きられるということを大事にして考えているところがございますので、その部分では一致していると考えております。○副委員長 というような全体的なご説明がございました。なかなか難しいですね。そこから始めるとかなり長くなりそうです。

○E委員 私も、C委員と同じ意見です。まず、先ほどの調査を見ても、子どもの権利条例はまだ緒についたばかりで、むしろこの4年間で後退しているような傾向も見られるところです。それが現行計画で、例えば、計画名が札幌市子どもの権利に関する推進計画とあったものが、札幌市子ども・子育て支援事業計画と名前をかえて、その中に含まれているということだと、さらに子どもの権利をこれから軌道に乗せたいというものがさらに後退していくのではないかと懸念が1点でございます。

それから、子どもの権利の推進というのは、おっしゃるように、子育て支援、子育て支援の上位概念だと思うのです。それは全てにかかわってきます。そこで、子育て支援といってみんながイメージするのは、待機児童をゼロにしようとか、非常に狭小化されてしまう。それを全体計画の名称に使うということに対しては、やっぱり不安を感じます。

○事務局（浦屋子ども未来局子ども育成部長） 私どもも、前回の第1回目のときに、今後は、（仮称）子ども・子育て支援事業計画の中に含めさせていただくという最初の説明をさせていただいたこともございまして、今回も同様な資料のつくりになっております。

しかし、未来局が持っているプランは、子ども未来プランという子ども全体にかかわる、若者も含めた総合計画ということでつくらせていただいております。

今回、子ども・子育て会議という国が新しく設置せよということで会議ができたもので、一応、名前は仮称として子ども・子育て支援事業計画という名前にしてございますが、つくりは札幌市の子ども未来プランそのものでございます。

そのつくりとしましては、資料5の2ページにありますように、子どもの最善の利益を実現する社会づくりということで、子どもの権利を最初にうたって、子ども未来プランの総合計画をつくらせていただいております。今回、一つの計画にするということではございますが、その中で章立てをして、最後には別の、いわゆる、今までつくってございました推進計画と同様に、一つの計画として独立した形のものもつくらせていただこうというふうに私どもは、内容は同じですけれども、考えております。ですので、子育てとか子育て支援に引っ張られるとか、そういうことはなく、あくまでも、前回同様、推進計画の中身を検討していただきたいと私どもは考えております。

○C委員 少子化対策の議論については、女性に子どもをもっとたくさん産めというような側面もあって、それについては抵抗をかなり示す市民がいますし、私もそういう考えを持っています。

今、これを一緒にして実際に見ますと、要するに、子どもの権利を守ってやるから、産

めと言わんばかりではないかという感じを持つ人がいると思います。私は、そんなにうがった見方はしていないと思うのですけれども、確かに、子どもが育っていく中で環境をよくしようということはよくわかるのですが、子どもの権利と少子化対策をこういう形で一緒にするのはどうなのでしょう。少なくとも、私はかなり強い違和感があります。

○副委員長 子どもの権利の部分の後退するのではないかという懸念を述べられている委員が多いところでございます。

○D委員 僕は、結構ロマンチストなものですから、こう考えたのです。親が夢や希望を持って子どもを生みたいと思う。そして、喜びを持って子どもを育てたいと思う。そんな親がたくさんいたら、そこで育つ子どもはきっと幸せだろう。そして、それをまち全体が支援をして、その育っていく子どもたちの権利をみんなで守っていくことができる。そんなまちづくりを札幌市が取り組んでいて、それが施策に反映されるということがこの内容から読み取れたら幸せだなと思って見ていたのです。

だから、ある意味、それは別個ではなくて、そういう社会やまちづくりを行政も市民もみんなで実現していけたらなというロマンチストな発言で済みません。

○副委員長 どうぞご発言ください。

○I委員 おくれまして済みません。Iです。

流れを理解できるようにずっと見ていましたが、まず、今、D委員がおっしゃったことで、なるほど、それはそうだと思います。私も、親が幸せを感じて生きている社会であれば、子どももそのように育つだろうと思いますし、今、大人が困難を抱えている社会で、親が不機嫌な中で子どもを幸せに育てるのが難しい家庭が多いと思いますが、あえて、そういう社会でも、子どもはこの権利条例で守られるのだというのが、子ども権利条例の意味ではないかと思いました。その辺がもうちょっと前に出てきたほうがいいのかと思うのです。

資料5に載っていますが、「子どもの権利を尊重し、子どもの輝きがすべての市民を笑顔で結ぶまち」という理念になっています・子どもの権利を尊重しとは書いてあるのですが、市民が笑顔で結ばれるのが目的なのかなというふうにとれるのです。子どもが笑顔で輝くまち、子どもが笑顔で輝くことが子どもの権利条例の目的ではないかと思っていたのです。その辺が看板からも子どもの権利条例が外れていることも含めまして、先ほどの話のように、本当に前進というよりは、子ども権利条例が前に出てこないというか、先ほどのアンケートのときは途中だったので意見は言わなかったのですけれども、今の世の中で、1年すると、はやり言葉も忘れられて変わっていくのに、前回のアンケートのときと今回の3年も4年もたっていて、子ども権利条例という言葉が普及していないというのは、私たちの責任もあるのかもしれませんが、それはちょっとおかしなことではないかと思うのです。もっといろいろな工夫で権利条例を前面に打ち出して、言葉ぐらひはみんなが知っているようなものにできると思います。

私は、教育委員会と子ども未来局と両方のいろいろな委員会に携わらせていただい

りますが、教育委員会のほうで子どもの権利条例のことを一回も聞いたこともないですし、未来局では向こうが一生懸命言っている子どもの生きる力のことと何のリンクも感じないことに、市民としては違和感があるのです。ここには、PTAもおりますし、校長会の先生方もいらっしゃるので、子どもの権利条例を学校でもやりますとか、出前講座などと言っていますが、多分、若い先生方でも子ども権利条例のことをそれほどきちんと説明できないのではないかと思います。先ほど、学校でもパンフレットだけが配られていると高校生の委員も言っていますが、教育委員会と未来局の関係が札幌市の行政の中で今回のアンケートの結果をもらったときに疑問を感じました。どちらの方もとても一生懸命やって、こんなに大変な作業をこんなにこなして、新しくつくられているのに、本当にもったいないことだというふうに感じています。

○副委員長 ありがとうございます。

今、問題になっておりますのは、次期計画について、その権利に関する部分が後退するのではないかという懸念が示されている意見が述べられておりました。そこで、資料6の右側の次期計画で後退するという部分をどのように充実させていくかが問題かと考えます。残り時間が余りない中ではあるのですけれども、資料6の右側の次期計画の基本目標1の部分が子どもの権利委員会の担当するところになるかと思えます。残り時間で、基本目標1に基づいて、基本施策が三つあるのですけれども、このような体系でよろしいかどうか、さらにつけ加えることはないか、また、実際に計画を策定するに当たって、さらにこの部分をとという意見をいただいて、事務局に一度預けたいと考えております。

そのように進めてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○副委員長 それでは、意見をお願いいたします。できれば、資料6の右側の部分を中心にお話してください。

○I委員 右側の基本目標3のところですか。

子どもと若者の成長と書いていて、若者とあります。前回の子どもの権利委員会の中には「若者」という言葉を余り聞いていないような気がするのですが、子どもの権利に若者が突然入ってくると、若者の定義が私にはつかまえづらいです。また、幼児期の学校教育というところにひっかかりを感じます。幼児期は保育で、学校教育というのは、文章の順番がおかしな感じがしました。

○副委員長 基本目標3についてですね。基本的には、子どもの権利委員会の部分ではないのですけれども、触れても構わないということで、今、ご意見をいただきました。

今、特に問題にしたいのは、資料6の上の3分の2ぐらいのところ、基本目標1に基づく基本施策の三つということで、できれば、そこら辺について多くのご意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。この体系の問題、一つの目標のもと、三つの施策という体系の問題とか、それぞれ丸で示されている内容について、ご意見をいただきたいと思えます。

○D委員 今回のI委員のことについてもよろしいですね。それについての回答はよろしいのですか。

○事務局（浜部子ども未来局子ども企画係長） 後でご説明させていただきます。

○D委員 施策1の学校教育の学校における取り組みのところですけども、どうしてもそこに立ち返らざるを得ないと思っています。学習資料の充実とか出前授業とか人権教育の推進と書いています。いつも出てきますけれども、実感として、I委員も言ったし、のH委員も言いましたけれども、学校に近いところにいる人ほど、それほど権利について、教育の現場から聞いた機会が少ないというふうに伺うのですが、その辺は学校の先生とか教育委員会もしくは担当所管における具体的な目標はあるのでしょうか。

○事務局（須藤教育委員会児童生徒担当課長） 教育委員会として、人権教育推進事業というものがございます。私も、昨年まで中島中学校の教頭でおりましたので、それを受けていたのですけれども、講師として弁護士さんと呼んで、子どもたちに子どもの人権を踏まえたお話をしてもらうなど、人権教育推進事業のモデル校の取組をしておりました。

全ての学校において子どもの人権にかかわる教育活動がなされているのですが、先ほど言ったように、パンフレット、リーフレット等を活用している学校と、ただ配ってしまうという学校が現実にあるのかなという感じがしています。

例えば、子どもの意見表明ということでは、いじめ防止にかかわって、札幌市も基本方針を立てることを考えていますので、その中で、例えば、各学校において学級会とか生徒会とかいろいろな活動があるので、子どもたちが自分自身で話し合い活動をして、自分の学校をこうしたい、自分の学級をこうしたいという活動をしていただくように、学校の基本方針の中に子どもの意見を盛り込んだものをつくっていただくようにしてはどうかと考えております。我々も、何かしらの策が必要と思っております。それは、未来局とともにやっていかなければいけないのはもちろんだと思っています。

○D委員 逆に言うと、何かしらの策もないまま、ここに文章化していること自体が危険な気がします。

○事務局（須藤教育委員会児童生徒担当課長） 今後、特筆すべき策を考えていかなければいけないということでございます。

○F委員 まず、パンフレットが配られているという前提条件があるようですが、〇〇高校（高校名）は配られていて、〇〇高校（高校名）では配られていません。1人ずつは配られてはいないですし、職員室前のパンフレット置き場でも目にしたことはありません。ですから、そこは教育委員会と現場で意見が一致していないというところがあるのではないかと思います。

そして、配られたとしても、特筆すべき策の中にあつた生徒会や学級会で意見を言い合うということでしたが、生徒会の立場で言わせていただきますと、行事をやるホームルームの時間も十分に確保できていない状態です。きょうも、特設ロングホームルームという時間で学校祭について話し合ってきたのですが、30分しかもらえていません。膨大な資

料で30分のみです。その状態でプラスアルファして何かできるかといったら、このままの状態ではできるわけがないのです。そういう厳しいところがあるのです。ホームルームをプラスして確保できないという状態があります。生徒会でも、現在、ロングホームルームとか総合の時間を譲っていただけるようお願いしているのですが、できていない状態なので、そういう策は無謀なのではないかと思いました。

○C委員 くどいようですが、少子化と子どもの権利を一緒くたにするということについては、私自身、強い違和感を覚えるという意見を留保させていただきたいと思います。

その上で、別なことですけれども、基本施策3にいじめ・不登校対策とあるのですけれども、不登校対策とはどういうことなのでしょう。不登校にならないような対策をするということでしょうか。

○副委員長 具体的に説明できる部分があればお願いいたします。

○事務局（須藤教育委員会児童生徒担当課長） 不登校対策というのは、不登校の未然防止、そうならないようにするというのが一番大事だと思っています。

その中身としては、生徒に対する教育相談や子どもたちと教職員の教師、養護教諭、スクールカウンセラー等を含めての日々のかかわり合いが大事です。そのときに、子どもたちの気持ちのひだに触れ合いながら、困っていることがあれば近くの大人に相談できるような学校体制をとっていくということがあります。

また、先ほど、高校生の委員からありましたように、学級活動は35時間で、学校祭もあれば、修学旅行もあればというふうに、学級の中で話し合う時間とか、生徒会からおりてくる話し合い活動の時間が本当にとれないのです。であれば、普通の教科の時間をそこに補うかという、それもなかなか難しさがあるのが実情です。ただ、そういう中でも、私どもは、子どもたちが自分の意見を出し合い、学級のルールを決めたり、自分たちの学級の生活を決めたりというのは大切な場面だと捉えています。何とかして話し合いができるような時間を確保することは必要かと思っています。

不登校についても、そういう話し合い活動の中で自分が生かされた、周りの人の話を聞いて自分の考えを言った、そうやっていい学級、いい学校ができたということで、自分が学校づくりや学級づくりに貢献できた、自分の居場所として学校がある、そういう部分がプラスになることによって自己有用感が高まり、それが不登校の未然防止になると我々は考えております。

○C委員 今のお話を聞いていますと、不登校は非常に悪いことで、それを防止することが必要だというふうに聞こえてしまうのですが、いじめがなくても、先生がどんなに優しくても、周囲と打ち解けられない子どもはいるわけです。

実際に、基本目標4の基本施策2に、「障がいのある子ども・発達に遅れのある子どもへの支援の充実」とありますが、何らかの障がいとか発達のおくれから学校になじめない子は一定割合いるわけです。そういう状況なのだけれども、不登校を未然に防ぐということで、現行計画を見ても、不登校対策という言葉は見当たらないのです。新たに、いじめ・

不登校対策という四角の中を見ても、学校におけるいじめ対策、学びの支援ということしか書いていなくて、あえて少数という言葉を使いますけれども、そういう子に対する配慮はあるのかという疑問を持たざるを得ません。

○D委員 重ねて言うと、例えば、人間関係がうまくいかなくなって学校に行きづらくなってしまいう子どももいるかもしれませんが、子どもは学校に行く意欲があるのだけれども、家庭の環境や親の雰囲気によって学校に行けない子どもも、C委員が言われるのと同じ程度でいるのです。つまり、学校に行けない状況に陥っている子どもたちに対してどういうふうな取り組みをしていくかということについて、不登校にならない防止策と並行して、どうしても行けない環境にある子どもたちに対してどうするのかということが必要になってくると思います。

そういう意味では、学校の先生も、毎日、学校から家へ行って様子を見たり、熱心な活動をされているのは十分わかっているのですけれども、それをいろいろな機関と連携をしながら、いろいろな地域と連携をしながらでどう防いでいくかということも含めて考えていかなければいけないと思います。

○事務局（須藤教育委員会児童生徒担当課長） 全ての子どもたちに対してきめ細かな対応を考えていかなければいけないと思っております。学校になかなか行けない子、そして、学校に足が向かない、学級に向かない、それぞれのパターンの子がいます。札幌市教育委員会では、今、スクールカウンセラーだけではなくて、相談支援パートナーというものを全中学校に入れていきます。例えば、別室で、教室になかなか足が向かない子どもたちに対して、一定時間の勉強、あるいは、勉強も進まない子は話し合いをすとか、足が向かない場合については担任が電話をする。担任が電話してもなかなか出ない場合は、2時間目、3時間目になったら相談支援パートナーが電話する。場合によっては、途中まで迎えに行きあげることからということで、学校にまでだんだん近づくようにする。そういった働きかけをしています。

また、先ほどお話がありましたように、家庭的な問題がある場合については、保護課とか児童相談所とか教育センターの相談係と連携しながら、場合によってはケース会議を開きながら、見守っていくということも行っています。先ほど申しましたように、個々の子どもたちの家庭の状況に応じて対応しているところです。

○副委員長 ありがとうございます。

今、基本施策3の部分についてご意見が出ておまして、この具体的な内容についてより充実を求める、また、計画の段階でより具体的に説明をしてほしいという部分もご意見として出たと押さえたいと思いますが、何かございますでしょうか。

○事務局（浦屋子ども未来局子ども育成部長） 今回の資料は、余り多くない情報量の中で、枠組みとしてこういうつくり方で検討していただきたいというたたき台ということで出させていただきましたので、詳細については、次回以降の会議の際に出させていただきます。

たいと考えておりました。

1点、いじめ・不登校対策というのは、前回の計画では、基本目標2の基本施策1の中で、安心していられる居場所づくりということで、フリースクールとか、いじめ対策とか、そういうところで見えておりました。基本目標2に関しては、本編の基本目標3の基本施策3ともかかわるということでしたので、こちらのほうにも載るのですけれども、いじめ・不登校対策については重要な課題でもあるということで、基本目標1の基本施策3にも入れさせていただいた形になっております。

○C委員 私が言いたいのは、不登校というのはネガティブなもので、それを何とかしなければならぬのだという方向性での議論は間違いだと思っていますので、そのところは強く意見を述べておきたいと思います。

「対策」という言葉も、いじめと並べて書くのはいかがなものかなと思っています。

○事務局（須藤教育委員会児童生徒担当課長） 我々もそう捉えています。いじめ問題というふうに、「問題」は決してつけないように考えておりますし、不登校については、今お話があったような根本的な捉えが大事だと思っています。

○副委員長 それでは、残り時間が少ない中で、きょうは、もう少しご意見を伺いたいの、基本目標1のもとに基本施策が1、2、3、さらにその後に具体的な計画ができ上がるという全体の構造がよろしいかどうか、もし足りない柱があるとか、この部分はここに付け加えなければならないというものがあれば伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。この後、これをもとに計画がつけられていくということで、全体の構造がどうであるかということについて、もしご意見があれば承りたいと思います。

○C委員 基本施策1、2、3が現行の基本目標の4、1、3に該当するのはわかるのですけれども、現行の基本目標2はどういうふうに考えたらいいのですか。形式だけを見ると、入っていないというところにもなるのかなという気がします。

○副委員長 現行の基本目標2の部分をどこで受けるかということですね。これはいかがでしょうか。

○事務局（浦屋子ども未来局子ども育成部長） 先ほど申し上げました現行計画の基本目標2の基本施策1の丸が三つございますが、下の二つの丸が先ほど申し上げました基本施策3の二つ目のいじめ・不登校というくくりに入れたいと考えております。

その上にある、ちあふるの子育て支援とか、基本施策2にある中・高生の居場所、いわゆる児童会館やボーイスカウト、ガールスカウト等の連携につきましては、右側の新計画の基本目標3の基本施策3で再度あらわしたいと考えております。

もし必要であれば、基本目標1の中で表示して、基本目標3は再掲でもう一度あらわすとかという技術的な表現は幾らでも対応させていただきたいと考えております。

○副委員長 次回以降、さらに検討する時間はあるということで、きょうは、骨組について、全体の体系についてご意見を伺いたいというのがこの会の中心部分でございましたけれども、もう一方、二方からご意見を賜りたいと思います。

○B委員 基本目標の現行計画で地域の取り組みが書いてありますが、子どもの権利を広報・普及することが足りないようなので、そこに力を入れていく上で、支援事業計画の次期計画では、広報・普及の下に学校における取り組みはあるのですが、地域における取り組みが書かれていないので、その点について盛り込んではいかがかと思うのですが、いかがでしょうか。

○副委員長 地域という言葉の基本施策1の中で設定してはいかがかというふうなご意見でございました。

○D委員 まさに、今、僕もそれを言おうと思っていました。前回の委員会の中には地域の方がたくさんいらっしゃって、そこはかなり強く求めていらっしゃったし、この委員会でも地域の力を権利条例の中に反映させたらどうかということは相当言っていたのです。ところが、今回のものには全く反映されていないので、前の委員が見たら泣くだろうなと思って見ていました。それは、今の意見も含めて取り上げるべきだと思います。

○副委員長 受けとめていただいたものと思います。

さて、進行が下手で、時間ばかり過ぎて、なかなかまとまりがない話で申しわけございません。きょう結論を出すということではないので、体系についてご意見をできるだけ伺いたいということで進めてまいりましたけれども、もうお一方、二方、発言されていない方も含めていかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○副委員長 それでは、次回以降もこの会議は開かれますけれども、今回は、実施している条例に基づいての1年間の現状の取り組みの報告が次回行われるかと思っています。

今、取り上げられました次期計画についても、話の中でぜひ取り上げていただければと思います。

それでは、事務局から、次回以降に向けてのご連絡をお願いいたします。

○事務局(岩佐子ども未来局子どもの権利推進課長) 今、副委員長からもお話がありましたように、今回は、毎年の取り組み状況の報告を予定しております。

今年度も子どもの権利委員会に報告した後に、第2回定例会市議会での報告を予定しております。その日程が、例年より少し早まっております、5月下旬を見込んでおります。したがって、子どもの権利委員会を5月中旬に行いたいと思っております、事務局といたしましては、5月15日の木曜日、お時間は同じく午後4時30分から行いたいと思っておりますが、皆様のご都合はいかがかお聞きしたいと思っております。

○副委員長 この場でということですか。

○事務局(岩佐子ども未来局子どもの権利推進課長) 本日、ご都合がわからない委員の方につきましては、後日、事務局までご連絡をいただければと思っています。

[次回委員会の日程調整]

○事務局（岩佐子ども未来局子どもの権利推進課長） それでは、後で事務局にご連絡をいただければと思います。

○副委員長 それでは、5月15日の木曜日の4時半からを次回会議と仮に押さえて進めていただきたいと思います。

あとは、事務局からよろしいですか。

○事務局（岩佐子ども未来局子どもの権利推進課長） 事務局からは以上です。

○副委員長 大変長い時間、ありがとうございました。

充実したお話し合いになったかと思います。

3. 閉 会

○副委員長 それでは、以上をもちまして、本日の委員会を終了させていただきます。

ありがとうございました。

以 上